

高浜市都市計画マスタープラン

概要版 2022▶2032



都市計画マスタープランとは？

◆都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、個性的で快適な都市づくりを進めるため、高浜市の将来ビジョン、都市・地域づくりの方針およびその方策を定めることにより、本市の都市計画に関する指針としての役割を果たすものです。

◆都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、高浜市総合計画をはじめとする各種上位計画に即して定めるものです。

愛知県

西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(西三河都市計画区域マスタープラン)

(都市計画法第6条の2)

高浜市

高浜市総合計画
高浜市版総合戦略
高浜市人口ビジョン

高浜市国土強靱化地域計画

高浜市都市計画マスタープラン
(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

(都市計画法第18条の2)

都市計画施設等の
分野別計画

◆計画区域および計画期間

都市計画マスタープランの計画区域は、本市の行政区域全域とします。
また、目標年次は、およそ10年後の2032年(令和14年)とします。

◆都市づくりとSDGsの関わり

SDGs(Sustainable Development Goals)は、「持続可能な開発目標」のことであり、2030年までを期限とする世界共通の目標です。本市における都市づくりの目標と、「SDGsの目標」との関連を示すことで、本計画の実現によるSDGsの推進を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



都市づくりの基本方針・課題・目標

◆都市づくりの基本方針

各種上位計画を踏まえ、本市の都市計画の「基本方針」を下記のように定めます。

- 本市の将来を見据えた、コンパクトで住みやすい持続可能な都市の形成
- 本市の歴史や自然を大切にしつつ、未来を担う産業の活性化による地域社会の創生
- 市民協働のもと、大規模地震などの自然災害に強い、安全・安心なまちの実現

◆都市づくりの課題

本市の現況などを踏まえ、本市で取り組むべき都市づくりの「課題」は以下のとおりとなります。

区 分	課 題
人口・産業 ・土地利用	○低未利用地の活用、新たな住宅地の整備、宅地の拡大方策の検討 ○新たな働く場の創出
都市計画施設	○未整備の都市計画道路に対する整備の優先順位や必要性の検討
公共施設	○公共施設等に対する市民の利便性、施設の安全性・重要性への配慮、計画的な建替えや統廃合、複合化・多目的化、長寿命化等の検討
道路・交通	○幹線道路に対する渋滞対策 ○鉄道・バスの連携の改善や、駅周辺への生活利便施設の集積等の検討、地域公共交通ネットワークの維持
災 害	○有事に備えた避難場所や防潮堤の整備、市民の避難訓練等の災害対策の推進

◆都市づくりの目標

基本方針と課題から、本市の都市計画における「目標」を設定します。

- 人口増加に対応しつつ、主要駅を中心としたコンパクトなまちを目指します。
- 施設の必要性を検討し、優先順位に基づく計画的な整備に努めます。
- 環境に配慮しつつ、産業用地を確保することでまちの活性化に努めます。
- 交通ネットワークにおける渋滞解消や利便性向上により、企業・市民活動の活性化に努めます。
- 市民ニーズやライフサイクルコストなどを踏まえつつ、安全・安心な避難場所・避難所の確保に努めます。
- 想定される被害に対し、避難訓練や防潮堤の整備などの災害対策に努めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆将来人口（推計）

約**52,000**人／2032年(令和14年)目標年次

※ 令和2年3月に策定した「高浜市人口ビジョン」を基に設定

全体構想

◆土地利用の方針

○ 住宅地の方針

- 主要駅周辺における歩いて暮らせるコンパクトな住宅地の形成
- 既成市街地における都市基盤整備、空き家対策等による住環境の整備
- 地域特性に応じた市街地内の農地の保全
- 工場から住宅への転用が進展している地区の土地利用純化
- 高齢社会に対応した住環境整備
- 災害に強い都市基盤づくり

○ 商業地の方針

- 主要駅周辺における商業機能をはじめとした多様な都市機能の集積
- 主要駅周辺における安全・快適な商業空間の形成
- 既存の近隣商業地における商業・サービス機能の維持
- 幹線道路沿道における商業施設の適正な立地誘導

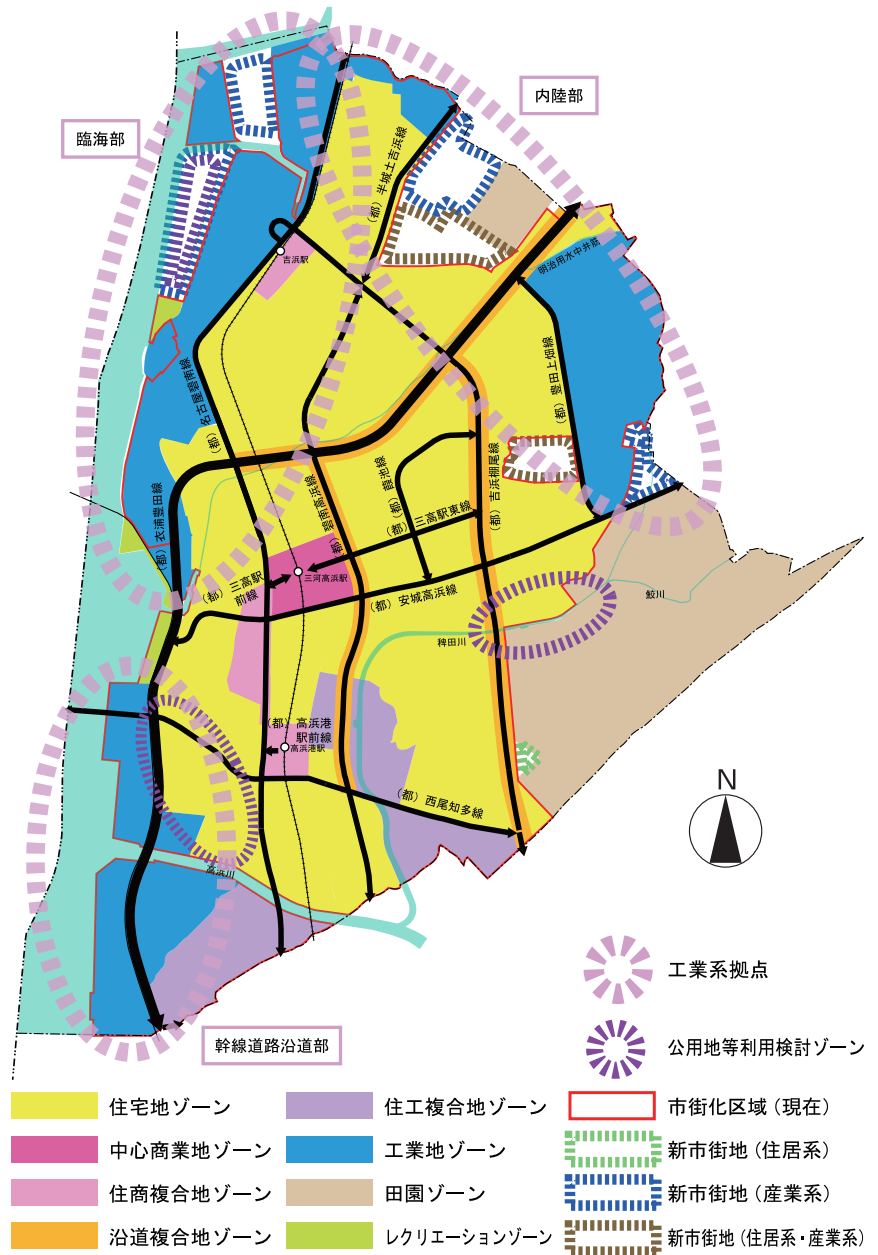
○ 工業地の方針

- 新たな産業用地の確保
- 既存大規模工場の拡張用地の確保
- 昔ながらの産業が集積している地区の操業環境の維持・確保

○ 市街化調整区域の方針

- 優良農地の保全
- 市街化区域の隣接地における計画的な土地利用転換

将来土地利用方針図



◆交通体系の整備方針

- 衣浦港へのアクセス強化
- 安全・快適な道路網の整備
- 公共交通の充実
- 災害に強い都市基盤づくり

◆公園・緑地の整備方針

- 緑のネットワークの形成
- 歴史を活かした緑づくり
- 地域の住民力による維持・管理体制の充実
- 災害に強い都市基盤づくり

◆下水道・河川の整備方針

- 災害に強い川づくり
- 環境に配慮した下水道・川づくり

◆景観形成の整備方針

- 歴史や伝統などを活かした景観形成
- 衣浦港や稗田川など水辺における良好な景観形成

地域別構想

基本的事項と

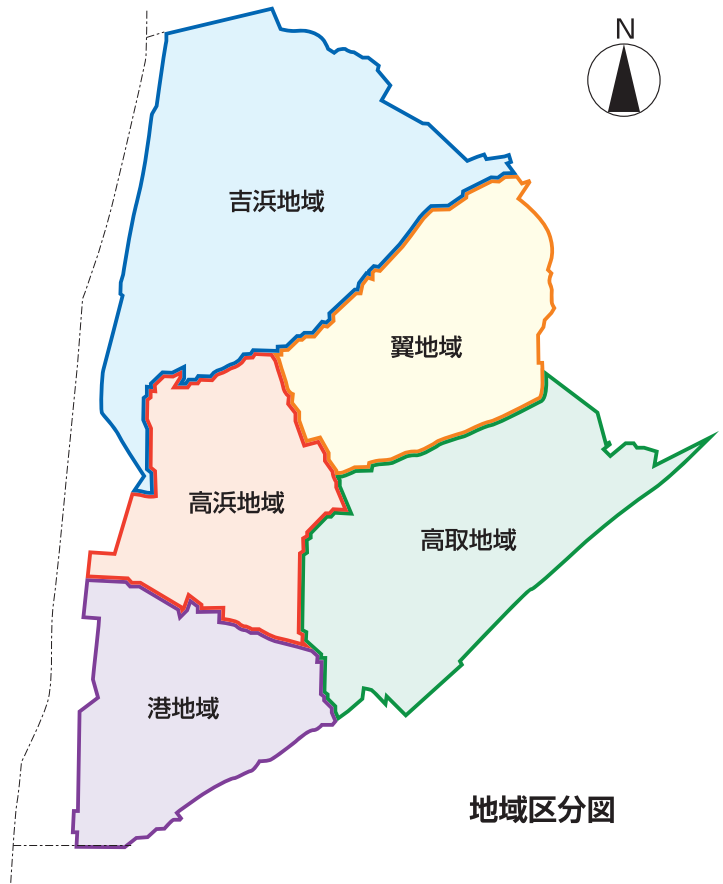
地域区分の設定

基本的事項

本計画の地域別構想は、全体構想を踏まえ、地域づくりを進めるための方針を示すものです。

地域別区分の設定

本計画における地域区分は、本市のまちづくりにおけるコミュニティ活動の基礎単位である小学校区単位とし、吉浜地域、翼地域、高浜地域、高取地域、港地域の5地域と設定します。

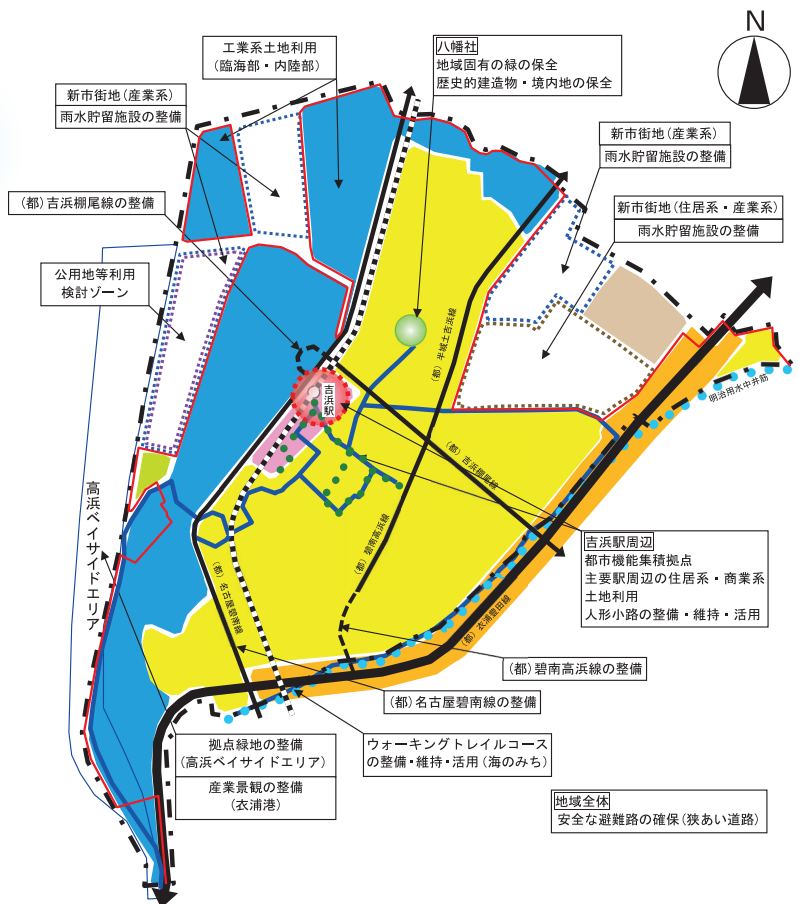


吉浜地域

伝統を育む街なみ×憩いの海×次代の産業
↓
まち全体に成長をもたらす 吉浜地域

将来のイメージ

- 名鉄吉浜駅を中心として発展してきた地域であり、細工人形や菊人形などの伝統を今日まで伝えていることから、多様な都市機能を有する賑わい交流拠点の形成を目指します。
- 衣浦湾に広く面していることから、景観資源として活用する一方、防潮堤の整備などの災害対策を促進することで、个性的かつ安全な住環境および操業環境の形成を目指します。
- 産業系として活用が見込まれる新市街地が多く存在することから、就業の場としての発展により、まち全体の活性化を目指します。



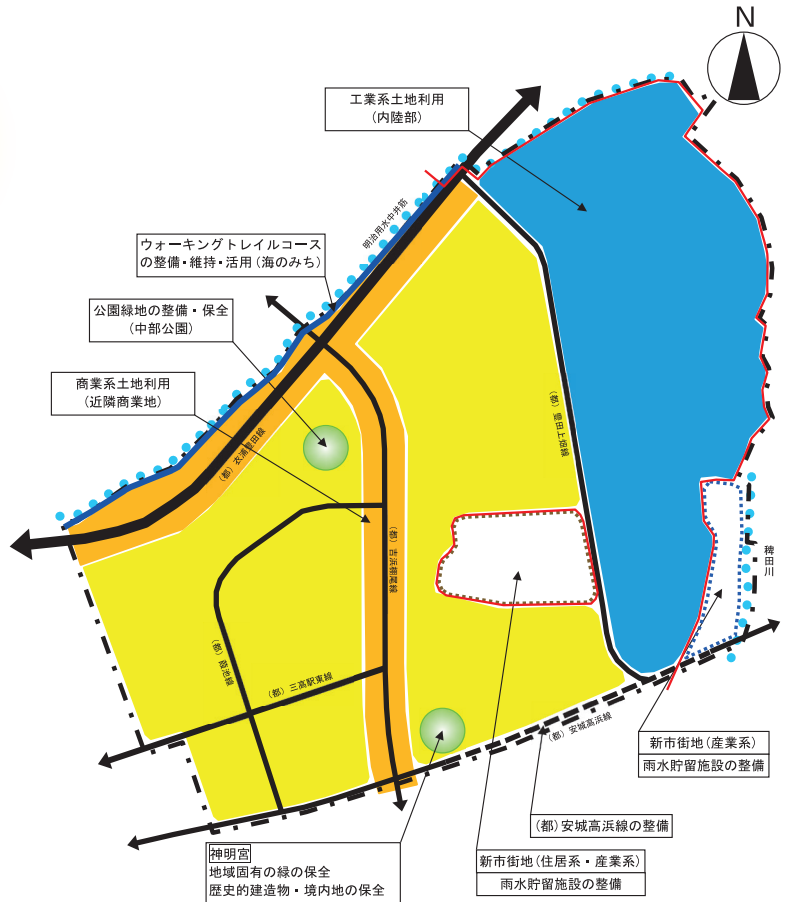
地域別構想

翼地域

整形された市街地×遊びの場×活気ある商業
 ↓
 まち全体の暮らしを支える 翼地域

将来のイメージ

- 計画的な市街地整備により発展してきた地域であり、良好な住環境および操業環境の維持・形成を図るとともに、社会情勢等の変化に対応した新市街地の形成を目指します。
- 人口の増加が著しい地域であり、中心部に市を代表する公園などが位置することから、子育て世代などを中心に暮らしやすいまちづくりを目指します。
- 幹線道路沿道を中心に商業系土地利用がなされており、市民の暮らしを支える重要な役割を担っていることから、引き続き商業集積の維持を目指します。

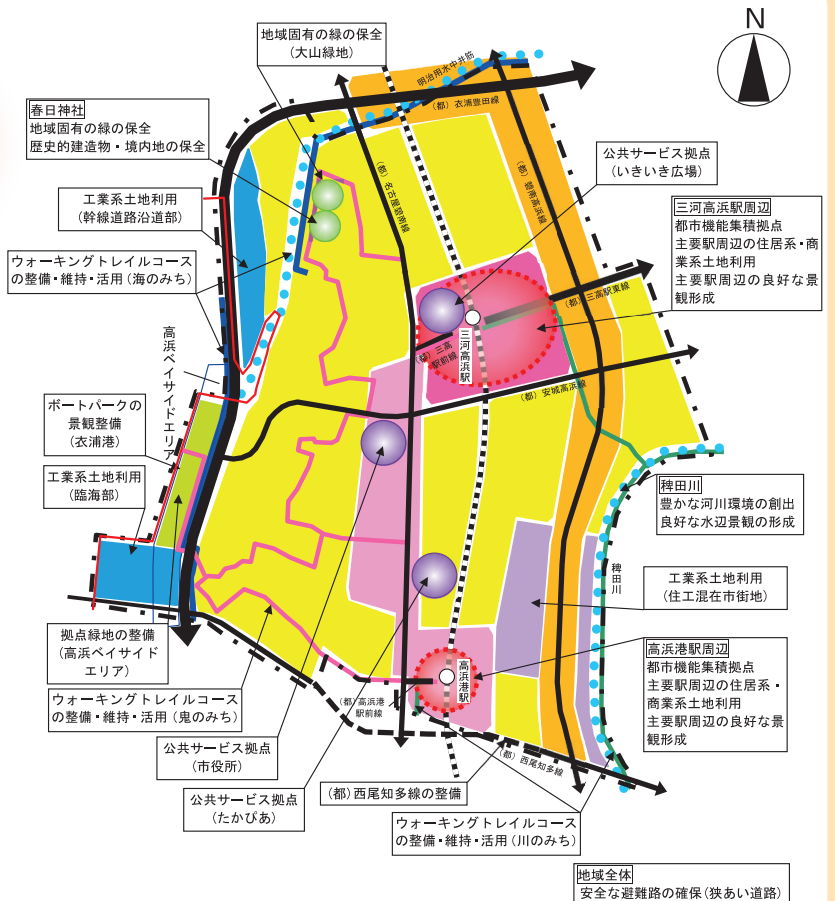


高浜地域

市の玄関口×公共の拠点×多様な観光
 ↓
 まち内外からの交流を生む 高浜地域

将来のイメージ

- 名鉄三河高浜駅を中心に、本市の中核として発展してきた地域であることから、市の玄関口としてふさわしい交流拠点の形成を目指します。
- 市内に3つある旅客駅のうち2つがこの地域に集中しており、市役所をはじめとした公共サービス拠点多く位置することから、多様な都市機能の集積を目指します。
- 地場産業である三州瓦の特色などを活かした多様な観光資源を有していることから、高浜市の顔として、まち内外から交流が生まれるまちづくりを目指します。



地域別構想

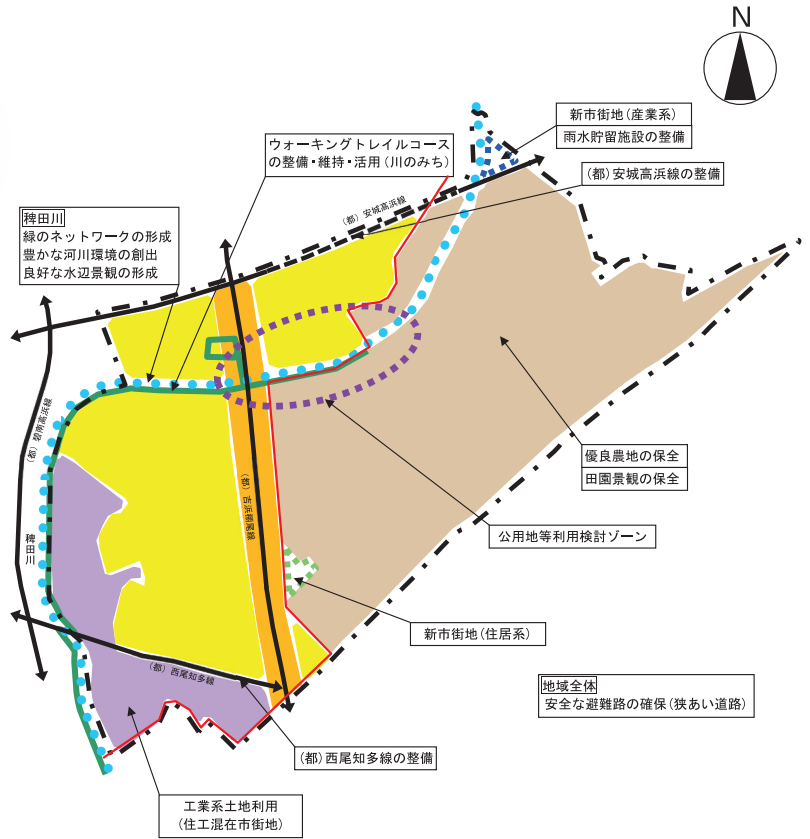
高取地域

豊かな自然×学びの場×優良な農業

まちと自然とをむすぶ 高取地域

将来のイメージ

- 稗田川や広大な農地など、豊かな自然とともに発展してきた地域であることから、災害対策とあわせ、市民のやすらぎの場として、その景観および環境の維持・保全を目指します。
- 市内で唯一の高校を含む子育て・教育関係施設や、広大なグラウンドなどがあり、住宅地から離れた文化・スポーツの場、自然とのふれあいの場としてのまちづくりを目指します。
- 市街化調整区域において、農業基盤が整備された優良農地が広がっていることから、宅地開発の抑制により、営農環境の維持・保全を目指します。



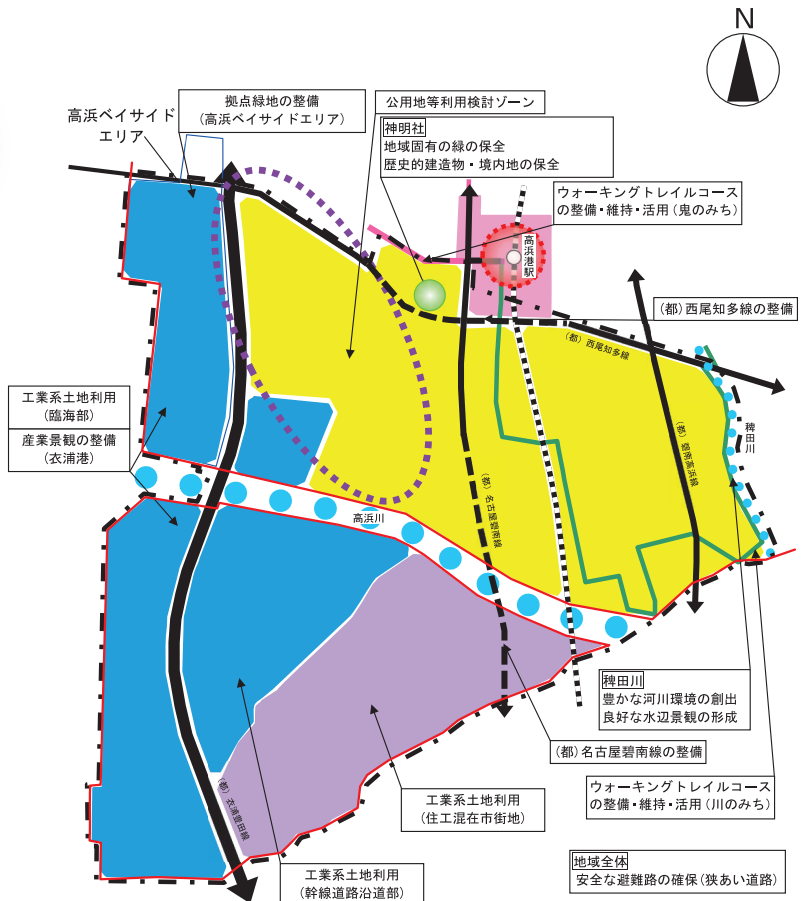
港地域

陸・海のアクセス×新拠点×住・産の調和

まちの多様性を育む 港地域

将来のイメージ

- 衣浦大橋や衣浦港などの物流の強みを活かして発展してきた地域であることから、快適な市民活動や企業活動に資する市街地環境の形成を目指します。
- 公用地等が集積していることから、まちの多様性や社会情勢等の変化に対応しつつ、利便性の高い施設の立地などによる新たな拠点の形成を目指します。
- 衣浦湾やそこへそそぐ河川に広く面していることから、文化・スポーツの場や産業に活用する一方、災害対策などを促進することで、个性的かつ安全で住みよい住環境の形成を目指します。



計画の実現に向けて

都市づくり、地域づくりの主体と役割分担

魅力的で、よりよい都市づくり、地域づくりのため、「高浜市自治基本条例」に基づく参画と協働により、市民・事業者・行政等が都市計画マスタープランを共通の指針として、それぞれが自らの特性を活かしながら都市づくり、地域づくりを進めることが重要です。

市民

- ・高浜市自治基本条例に基づく都市づくり、地域づくりへの参画
- ・都市計画に関する情報の収集
- ・都市計画提案制度等を活用した発意・提案及び実践



事業者

- ・都市づくり、地域づくりを通じた市民・行政との連携
- ・都市計画に関する情報の収集
- ・都市計画提案制度等を活用した発意・提案及び実践



行政

- ・高浜市自治基本条例に基づき市民・事業者の参画を促す仕組みや支援等の充実
- ・都市計画に関する情報の提供
- ・都市計画提案制度等の審査やその実現化の検討
- ・社会情勢の変化等を踏まえた計画の見直し



計画の見直し

都市計画マスタープランは、今後の社会情勢等の変化による新たな都市づくりの課題や市民ニーズへと対応するべく、上位関連計画との整合を図りつつ、事業の進捗状況や成果の評価・検証を行いながら、必要に応じて計画内容の見直しを適切に行っていくものとします。

高浜市都市計画マスタープラン

発行 令和4年4月

高浜市 都市政策部 都市計画グループ
〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2
TEL : 0566-52-1111